

平成 24 年 8 月 31 日
第 2 回自治基本条例推進市民会議
資料リスト

## 資料リスト

### ・次 第

- ・資料No.1 上越市自治基本条例の検証に関する意見整理表【協議事項】
- ・資料No.2 上越市自治基本条例の検証に関する意見整理表【確認事項】
- ・参考資料 第1回上越市自治基本条例推進市民会議会議録

## 第2回 上越市自治基本条例推進市民会議

とき 平成24年8月31日（金）  
午後2時～

ところ 上越市役所 木田第1庁舎 401会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 会議の運営に関する確認事項について
- (2) 上越市自治基本条例の検証に関する意見交換

3 その他

4 閉会

## 上越市自治基本条例の検証に関する意見整理表 【協議事項】

区分	報告書ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名
条例改正に関すること。	—	目的(第1条)、自治の基本理念(第3条)		1	「自治」とは市民参加で課題を解決し、上越市らしいまちづくりを行うこと、そこには活気に満ちたイメージがある。そのため(目的)、(理念)のどこかに、「生き生きと活力ある上越市」の文言が必要な気がする。第15条第2項には、「持続的に発展することが可能な地域社会の実現…」という似通った文言があるのみである。自治を進めてどのような上越市をつくるのか明確にする必要があるのではないか。	岩井委員
	—	定義(第2条)	市民	2	先の(ウ)に属する個人(=市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人)を市民とする必要があるのか。 市政運営とはその多くで税収入を基にしていると思うが、その上で市政運営の基本となる条例において、市民の定義を広げすぎているのではないかと思う。 加えて、第6章で述べられている内容に対して(ウ)に属する個人の立ち位置も不明なものになってはいないか。 もちろんこれは排他的な考えが基になっているのではない。上越市民として定義されている者は 第7章の第35条・第37条にある多文化共生の精神を十分意識していく事が大切だと思う。	海野委員
	28	市の職員の責務(第14条)		3	憲法や公務員法に規定されている内容を、再度この条例においても規定する必要があるかどうか疑問に思う。 特に“全体の奉仕者”という表現は非常に理解が難しいと感じる。この基本条例において市民参画や協働を重視しているが、市民や自治団体から出てくる意見や提案についての決定権や裁量権は実質的に市職員側にあるかと思う。“奉仕者”というより“市民・団体からの提案を共に行っていくことを仕事として責任を持つ者”くらいの表現にする方が市民にも職員にも具体的に届くのではないかと思う。 そのような意識から“検証結果報告書”的最終部で述べられている“達成感・一体感”が生まれてくるのではないか。	海野委員
	—	市政運営の基本原則(第15条)		4	市政運営の基本原則として「市内の資源を最大限に活用」することは問題がないと思うが、その前に書かれている「持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け」は不要だったのではないか。また「最少の経費」で「最大の効果」はわかりづらかった気がしている。最少の経費でできる最大の効果なのか、最大の効果を發揮するための最少経費なのか。通常は「費用対効果のバランスを考慮して」ではないか。	栗田委員
	42,43	都市内分権(第31条)、 地域自治区(第32条)		5	第32条の規定は、他の条例の記載とのバランスが悪い。制度そのものの具体的な記述が目立つ。ここでは、「地域自治区」を置くことを定めることを明記し、その具体については、別に記載するのが適当ではないか。	渡邊委員
				6	「第6章 都市内分権」を「第6章 地域自治」にすべきだ。	栗田委員
				7	ここでも「公募公選制の実質的なメリットが実感されにくい」とあるが、32条3項で記されている「公明で、かつ~市民の多様な意見が適切に反映される」仕組みが公募公選制だとは思えない。21条(審議会等)では、公平性と多様な意見を聞くために委員は幅広い分野、年齢層、居住地域、男女比等を考慮して選任するとしている。これではなぜいけないのか。	栗田委員
	—	市民参画(第33条)		8	第21条(審議会等)、第22条(パブリックコメント)、第23条(苦情処理)などは、情報共有と参画の両方の意味を持っている。中でも審議会(委員会)、パブリックコメント、市民投票は市民が市政に参加する代表的な機会であり、(参画)のところに入れるべきではないだろうか。	岩井委員
	—	協働(第34条)		9	条例全体を通して、都市内分権、地域協議会、地域活動、コミュニティなど地域にかかる文言が多くみられる。しかし、自治は、市全体共通の課題(例えば、子育て、高齢者・障害者、防犯・防災、ゴミ処理など)を解決する活動も非常に大切である。その意味で、(協働)第34条第3項に「市議会及び市長等は、NPO、ボランティア団体の自治を推進する活動を支援するものとする」を追加する必要があるのではないか。	岩井委員

区分	報告書ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名
市の取組に関すること。		条例全体		10	<p>4年前に施行された「上越市自治基本条例」は、非常に吟味されて作られており、何の疑問もないと思う。基本条例を作る最終目的は、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」のために「総括的なきまり」を作ったのが条例かと思う。</p> <p>条例ができるまででも、人として大切なものは、本来誰でも考え、持っているものがあり、それをより細かく取り決めたという解釈であろうか。条例自体は、すばらしいものである。今後はその条例を単なる紙に書いたものでなく、本来の目的を目指して動いていく体制が大切だと感じる。</p> <p>報告書の7ページに検証されている言葉が現実である。「市民の皆さんの認識が低いというギャップが存在する…」でも、この条例のことは知らないでも、日々、誠実に、努力して暮らしているのが市民である。</p> <p>検証の評価については、「規定に問題はない、不備はない」のはそのとおりです。だが、条例ができて、一番問題なのは次の点かと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例によって、市役所等の業務が増えたこと。</li> <li>・取り決めたことに対しての検証や会議の委員選出、情報公開など細かい業務が増えたのではないか？</li> <li>・「きまり」ができれば、何かしら縛りが生じていることはないか？</li> </ul> <p>とかく、何につけても良いことばかりを報告される傾向なのではないかと思う。本当の問題点を拾い上げてほしいもの。それを改善することがよい方向への鍵であろうから。それも重箱の端を突つつのでは何の意味もない。</p> <p>合併前では、町村役場職員のアイデアで事業を実施したり、まちづくりができた。でも、今の市役所職員は、市民の活動を見守っているだけのような気がする。受身になっているような気がする。</p> <p>上越市には本当に頑張っている人や団体がある。でも自分たちのことだけを考えて活動している部分があり、お互いに連携し合えばすばらしい活気あるものになっていくのではと感じる。その結びつける役目の方が市や町村の職員だったのかもしれない。それができない、縛りがあつて動けない、そんな感じがする。会議や委員会を開き、その中の意見を取りまとめいい方向につなげていく役目が大切である。</p> <p>前向きで、夢を持ち、挑戦する人が暮らす上越市にしたいもの。そのために、連携プラス信頼が大切である。</p> <p>条例が根底にあって、その中で活動がないのでは、目的には達しないと感じる。</p>	小林(美)委員
				11	今回の見直しは文言等の変更はないものとすることでよいと思われるが、策定の時に市民会議で特に議論された部分について、今一度十分かどうか検討する必要がある。(一例として協働や自治の部分)	横山委員
1,6	市民の認知度・関心の向上			12	自治を進める上で、基本条例の存在を市民に知ってもらうことはその重要な第一歩である。フォーラム、パンフレット、ポスター、出張説明会で周知とあるが、十分とは思えない。「広報上越」を通して何度も存在を知らせ、国や県に頼らないまちづくりを訴える必要があるのではないか。	岩井委員
				13	市民として規定されている、“学校に在学する個人”つまり小中高大学へ“自治基本条例”的紹介・説明をする機会を設けることが大切だと思う。 子どもたちが知ることはその家族も知ることにつながる。 子どもたちにもしっかりと説明できるようまとめていく作業は、広く市民にも理解し易いかどうかを見極めていくことに役立つと思う。	海野委員
6	市民の自治意識の向上			14	<p>市民の自治意識の向上をどう図っていくのか。</p> <p>市町村合併前の旧町村に設けられた13の地域自治区は、当然自治意識も高く、むしろ住民の関心度、意見の発表等々において、目的をはっきりと果たしてきたように思う。合併前上越市では、15の地域自治区について、その範囲の理解も含めて、自治意識の向上に果たしたかどうか疑問が残る。</p> <p>地域活動支援事業については、具体的な予算がついて、決定過程から実施まで「見える形での自治活動」として住民意識、自治意識の向上には効果的であったといえるだろう。</p> <p>自治の基本原則である「①情報の共有」「②市民参画」「③協働」「④多様性尊重」を具体的な事例を通して、市民に分かってもらう必要があり、意図的にそのための機会を設定するべきである。①～④までのそれぞれは適切に行われていると思うが、トータルとして、「私たちには自治が認められており、具体的にはこんな形で①～④が動いているのだ」という理解(納得)に至るような工夫(仕掛け)がいるのではないか。</p>	小林(毅)委員
6	市民の声	市政モニターアンケート		15	市民の声について、市政モニターアンケートを根拠としているが、市政モニターはランダムで選ばれた人たちではない(モニターに応募している人たちはそれなりに市政に関心のある人たちである)ので、これを一般的な市民の声として捉えるのには問題がある。集約数が少なすぎる。市民の声アンケートと同規模の自治区別のランダムサンプリングによる改めてのアンケート実施が必要。そのアンケートにより自治区ごと(13区と合併前上越市の別)に分析を行って対策をとる必要がある。また、この分析に基づいて意識、関心を高める対策を考える必要がある。	今井委員 増田委員 横山委員
11,12	情報共有の原則(第4条第1号)			16	「情報共有を図るために継続的な取組を」とあるので、本市民会議の中でも論議したい。	増田委員
				17	「市政に多様な市民の意見を反映させていく取組を進めていく必要がある」とあるので、本市民会議の中でも論議したい。	増田委員
	広報上越			18	ホームページを見やすく改善したとあるが、市民(特に高齢者)はホームページを余り利用しないのではないか。手に取って見る媒体(広報)の方が有効だと思われる。広報のページ数には限界があるが、市民の満足度を上げるよう努めていかなければならない。	岩井委員

区分	報告書ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名
		市民の情報収集	19	市の情報提供の量に比べて、市民の情報(意見)は非常に少ないのでないか。一般市民の自治への関心は意外と低い。市は、情報提供はできるだけ分かりやすく、情報収集は、審議会、委員会、フォーラム、アンケート、実態調査などできるだけ多くの機会を通して広く市民から集める必要がある。	岩井委員	
14,15	市民参画の原則(第4条第2号)		20	「市民が自発的かつ主体的に～」というのが市民参画の定義にあるが、それを育てること、保障することが条例の目的の一つである。そのための取組が乏しいのではないか。	栗田委員	
			21	「膝を突き合わせて話し合いを重ねることが重要」とあるので、実態や方法について本市民会議の中でも論議したい。	増田委員	
			22	「市民参画を推進していくことが求められる」「真摯に耳を傾け」「引き続き取組を進めていく必要がある」とあるので、方法や実態について本市民会議の中でも論議したい。	増田委員 横山委員	
		委員公募	23	「公募市民の登用に関しての満足度が低い」とあるが、なぜなのかを分析する必要がある。	増田委員 横山委員	
			24	公募への応募がおもわしくないと記述だが、これには原因があるので会議の中で論議したい。	増田委員 横山委員	
			25	多くの市民が市政に参加するためにも審議会等の人選はできるだけ公募による委員を増やす必要があろう。なお、各種審議会(委員会)、協議会、市政モニターなどの他にもできるだけ多くの「場」をつければ、それだけ市政が活発化すると思われる。 ほとんどの審議会や委員会では公募枠が2~3名程度で、発言できる環境ではなく、市民の意思は反映されているとは思えないのが現状なので、この会議でしっかり議論したい。	今井委員 岩井委員	
		パブリックコメント	26	パブリックコメントに関しても満足度は低いと思われる所以原因を分析する必要がある。意見提出者への回答が的外れになっていたり言い訳になっていたり、という問題がある。 パブリックコメントでは541件の意見のうち158件の意見を反映とあるが一部反映がほとんどであり、あまり反映されているとは思えない。ここは、自治基本条例策定委員会で議論されたところで、目的にある自主自立のまちづくりを進める上で最も重要と考える。この会議の中で十分議論する必要があると思う。	今井委員 増田委員 横山委員	
17,18	協働の原則(第4条第3号)		27	「協働に関して、まだ十分な状態に至っていない。」とあるが、具体的にはどの部分か。方法や実態について本市民会議の中でも論議したい。	増田委員 横山委員	
			28	「協働」も「新しい公共」も住民に理解してもらえないければ実現は不可能と考える。言葉だけが先歩きするのではなく、全ての住民が理解できる言葉での説明が必要と思う。	今井委員	
			29	行革における「市民社会へのアプローチによる新しい公共の創造」という考え方そのものが、協働の「それぞれの立場及び特性を対等なものとして～」と違っていることはないか。表現が分かりづらく、行革の取組となっていることが理解しづらくしていると考える。	栗田委員	
		人材育成	30	検証結果報告書にもあるように、行政と地域や活動団体との関係が「対等」と明確化されたのは自治を進める上で大きな成果と言えよう。しかし、協働は4原則の中で一番難しい課題もある。行動する若い力が必要なだけでなく、防犯・防災組織のリーダー、不登校やニートへの支援のカウンセラー、国際交流のリーダーなどの人材育成も行わなければならない。	岩井委員	
		少子化対策	31	上越市では、出生率の回復も緊急の課題である。まちを再生・活性化するためには、子どもの数を増やすしか方法はない。若者の定着を進めるために雇用の確保、出会いの場の提供と結婚、出産・子育て支援など、関係行政機関、こどもセンター、NPO・ボランティア団体が協働し、子どもを増やす仕組みづくりをする必要がある。自治には若い力は欠かせない。	岩井委員	
19,20	多様性尊重の原則(第4条第4号)		32	「満足している人の割合が20%以下」とあるが、なぜなのか分析する必要がある。	増田委員	
			33	「地域住民や各種団体との意見交換を通じ」とあるが、これを地域協議会にやらせるのではなく行政の担当部署が行う考え方や仕組みが必要と思うので、方法や実態について本市民会議の中でも論議したい。	増田委員	
			34	「地域住民や各種団体との意見交換を通じ～」とある。最も重要と思うので、是非実現してほしい。忌憚なく議論できる環境が必要と思う。	今井委員	
		人権	35	上越市はこの問題について比較的の取組が進んでいるのではないか。しかし、十分とは言えず、依然として差別や偏見は残っている。ハード面の改善よりはまずは「こころのまちづくり」を進める必要があろう。	岩井委員	

区分	報告書ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名
	24	自治の基本理念(第3条) ・非核平和への寄与		36	「平和に関する継続的な意識啓発を行っていくことが恒久平和の確立につながる~」とあるように、様々な取組をされていることを評価する。上越市は、平和記念公園を所有しておりここに戦争の悲しい出来事があった。そのことを平和学習の中にもっと活用すべきと考える。	今井委員
	26	自治の基本理念(第3条) ・地球環境の保全	上越市民ごみ憲章	37	不法投棄の回収に関し、H20年度～H23年度の回収量と参加人数が載せられている。もちろん全市クリーン活動の実施は大切だが、今後参加人口が減少していくことが考えられる。いかに不法投棄がしにくい環境を整えるかと、また、住民の環境に対する意識を高めることが重要と考える。	今井委員
	33	審議会等(第21条)	審議会の設置等に係る基準	38	審議会等において「5つまで、再任回数を1回までとし」とあるが、有識者と言われる人たちに関しては適用されていないと思う。有識者であっても属人的にこの考え方を適用すべきと考える。	増田委員 横山委員
				39	「審議会の設置等に係る基準」に関して適切な運用と適宜必要な見直しを行うとあるので、本市民会議の中でも論議したい。自治を推進するためには、市民の意見が反映されなければならない。	増田委員 今井委員
	36、37	評価(第25条)	事務事業評価	40	25条2項で「市民が参加することができる評価の手法及び第3者による評価の手法を取り入れるよう努めなければならない」とあるが、ここでは「直ちに取り組むことは考えていない」となっている。逐条解説にも既に「専門性と中立性」「費用対効果」については課題だと指摘されており、その上で検討していかなければならないにもかかわらず、取り組む考えはないと言い切ってしまうのは大問題だ。	栗田委員
				41	事務事業評価を第三者機関によることは費用の観点から課題があるとしているが、自治に関して費用を前面に出す考え方は間違っていると考える。	増田委員
				42	事務事業評価は必要に応じて見直しを行い継続していくとあるが、関係市民の直接の声を聴く仕組みや行革市民会議の意見を聴く仕組みが必要と考える。	増田委員
	40	危機管理(第30条)	上越市地域防災計画	43	特に緊急を要する「上越市地域防災計画」における防災訓練の実態はどうか。 (1) 市が助成金を出して防災士の資格を取得させている「防災士」の活用はいかに。上越市防災士会の組織はできているものの、その活動内容はどうか。市民への周知はおろか各町内会ごとの防災訓練がごくわずかの町内会で行われているだけでさて、その内容はまちまちであり市民の防災意識の高揚や実際に役立っているのか。ただのセレモニーで終わっていないか。市と防災士会との共催で全市一斉の訓練等が実施されていないのが現状である。 (2) 実例として昨年山間部での大雨で関川・保倉川・戸野目川・面川で増水し、市の防災ラジオを通じて該当地区へ避難勧告が出されたが、たまたま日曜日であり、避難所の春日新田小学校の鍵が開かず中へ入れないため、町内会災害本部長から防災危機管理課へ問い合わせたが、的確な回答が得られず一時混乱があった。 これらの事実を踏まえて、現実に災害が発生した時、条文は立派なものであるが官民が「規定どおり」できるのか。机上の文言であり、計画であってはならない。	野島委員
	42,43	都市内分権(第31条)、 地域自治区(第32条)	地域協議会	44	地域協議会の存在、特に旧市内の協議会は、存在・活動内容が地域住民に十分に知られておらず、理解度も薄い。協議会自体も、行政ももっとこまめに地域に対して周知に努め市民や諸団体へ「参画・協働」を働きかけるべきである。P6～9のアンケート結果が現実である。	野島委員
				45	地域住民が自ら地域の問題・課題解決に向けて考え、地域の意見を決定し、市政運営に反映していく良い仕組みだと思う。しかし、実際には、地域活動支援事業の採点が主な仕事で、数か月はそのことに時間が費やされていて自主的審議事項の議論が進んでいない。また、地域住民にも関心のない人が多いように思われる。自治基本条例が一般市民に理解されるためには、この項目がカギとなると思うので、市民会議においてもしっかりと議論する必要がある。	今井委員
			地域活動支援事業	46	地域協議会に関しては自治区の予算への関与などの課題があると思うので、権限や位置付けに関してある程度の検証が必要と考える。	増田委員 横山委員
				47	地域活動支援事業を導入したとあるが、使用目的が制度設計時の考え方と変わってきてること、地域を元気にするために必要な提案事業との関係が不明確であることなどから制度の検証と見直しが必要と考える。	増田委員
				48	地域の課題解決や活力向上に向けた市民の自発的・主体的な取組を支援するため地域活動支援事業の導入が図られた。地域の課題解決のため、事業費が有効に使われているところもある反面、採決され後の期間が短いため、イベントなどの一時的な事業に使われるケースがあり、各区の採択方針などが見直しの時期にあると思う。この項目も市民会議の中で討議する必要がある。	今井委員
	44	コミュニティ(第35条)	町内会	49	町内会長に対して市政の方針を伝えるとあるが、町内会単位でのコミュニティづくりは最も重要である。ここで、住民の意見を聴いたり、市政の方針を伝えたりがあると、自治が推進するのではないか。また、地域協議会との連携が図られ、地域の課題についての意見交換が進めば住民が元気になれると思う。	今井委員

区分	報告書ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名
			地域の教育活動	50	<p>教育に関する新しい取組を注目したい。</p> <p>第35条(コミュニティ)にかかわって、「地域の教育活動」が取り上げられている。</p> <p>平成21年度に、「地域青少年育成会議」が設立され、以来活動を開始、継続している。これは、地域が主体的に地域の教育活動を考え、学校と連携して地域全体で地域の子どもを育てる体制として、市内全ての中学校区において設立したものである。</p> <p>合併前の13町村を基盤とした13区では、全て中学校1校であり、合併によって教育委員会がなくなっていることから、「地域教育会議」のや役割も理解されやすく、順調に活動が展開されている。合併前上越市の9中学校区では「地域自治区」とのずれや、「小学校区意識はあっても中学校区意識が低い」等の問題もあったが、教育委員会担当部局がさまざまな活動を提案し、順調に成果を上げ始めている。</p> <p>また、平成24年度からは地域とともに学校づくりを進めるために市立の全小・中学校においてコミュニティ・スクール(学校運営協議会)を導入した。</p> <p>教育を通して地域自治を進めていく意欲的な取組として、全国的にも注目されており、今後とも様々な具体的活動を展開し、大きな成果を上げていくことを期待したい。</p>	小林(毅)委員
45	人材育成(36条)			51	36条では、「体系的な育成に努めなければならない」とされているが、ここでは記載されている取組は体系的であるとは思えない。「体系的育成」については逐条解説にあるとおり、「各自の年齢、意識、興味に応じて、～本市の特性を考慮し、～各地域の実態に即した～」形をいう。	栗田委員
			まちづくり市民大学	52	補助事業終了後は、市民の皆さんによる自立した運営を促す…としているが、将来のまちづくりを担う人材の育成は最も重要であり、本来なら市が市民と協働で行う事業と考える。	今井委員
			地域協議会	53	委員の皆さんに対する学習の機会や情報収集の機会を設けていくとしている。早い時期に実施をお願いしたい。現時点での委員のレベルに開きがある。委員の質を向上させるため、新人は初期段階から、再任委員は継続して、地域自治の必要性や今なぜこのことが必要かを理解してもらうことが必要である。	今井委員
53	今後の取組			54	<p>より幅広い立場の人たちから「地域活動」「検討委員会」のメンバーとして参加してもらえるようにしてほしい。</p> <p>条例の認知度を向上させ、様々な活動に参加する市民を多くしていきたい。同時に、地域活動への参加者や各種検討委員会のメンバーが、特定の委員に限られることがないように、選任方法にも工夫していくことが求められているように思う。</p>	小林(毅)委員
				55	ここだけ読むと、しっかり認識を持っていると感じるのだが、そこまでの報告に多少なりともズレを感じていることから素直に評価することができない。ただ、始まったばかりの取組であり、他市と比べても決して遅れているわけではないと思う。時間をかけて少しづつ進むことが必要だとと思っている。今後は小中学校でも「日本国憲法」を学ぶと同様、「自治体の憲法」であるこの条例を学習する機会を設けてほしい。	栗田委員
報告書の記述に 関すること。	4	条例制定後の主な取組	地域活動支援事業	56	この事業を他の7つの主な取組と同列に記載することには違和感がある。少なくとも、これは直接的に当該条例を受けた取組ではないと思われるため。	栗田委員
	11	情報共有の原則(第4条第1号)		57	市民の声アンケートの結果、情報提供に満足している人の割合が低いとの記載があるが、「情報提供」についてと「情報共有」については意味合いが違う。紛らわしい記載なら削除すべき。	栗田委員
	14	市民参画の原則(第4条第2号)		58	市民の声アンケートの結果が表示されているが、どういう設問に対する回答なのか不明であり、一概に低い数字を載せればいいというものではないといえる。	栗田委員
				59	33条2項の逐条解説では、現行の諸制度とともに「より利用しやすい新たな制度を検討し」となっている。それについての行政の取組も記載すべきではないか。	栗田委員
	17~19	協働の原則(第4条第3号)		60	市民の声アンケートの結果が表示されているが、どういう設問に対する回答なのか不明であり、一概に低い数字を載せればいいというものではないといえる。	栗田委員
				61	放課後児童クラブに関して記述があるが、市の制度が十分でないために市民活動団体が活動支援事業を使って行ったものであるので、記述の仕方がおかしいと思う。	増田委員
	20	多様性尊重の原則(第4条第4号)		62	市民の声アンケートの結果が表示されているが、どういう設問に対する回答なのか不明であり、一概に低い数字を載せればいいというものではないといえる。	栗田委員

区分	報告書 ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名
	22	自治の基本理念(第3条)		63	<p>「自治の基本理念」はわかるが、個別の取組が「自治とかかわっての説明」になっているだろうか。</p> <p>第3条 自治の基本理念は(1)市民主権から(6)地方分権の推進及び自主自立の市政運営まで、それなりに納得できるのであるが、検証の場で「人権条例」「人にやさしいまちづくり条例」「男女共同参画都市宣言……」「上越市民ごみ憲章」…と続くと、それぞれの条例・憲章などについて担当部局がいかに一生懸命取り組んできたかが述べられているが、「自治とかかわってどのような取り組みが行われ、どのような実態が見られたのか」が述べ足りないような気がする。</p> <p>例えば「(イ)非核平和への寄与」でいえば、名立地区における「機雷爆発事件とそれを伝える平和活動」「直江津捕虜収容所跡における活動」など地域や市民による自治活動とどう結びついているのか、という記述が必要なのではないか。</p>	小林(毅)委員
	35	パブリックコメント(第22条)		64	<評価>中の文で、「パブリックコメントの在り方を…設けられたもの」との記述は不適当では。	渡邊委員
	37	評価(第25条)	事務事業評価	65	事務事業評価を市民参加により行うことには問題があるとしているがこの考え方は第3条1号、第4条2号に反している。記述を直す必要があると考える。	増田委員

〈当日配付版〉

## 上越市自治基本条例の検証に関する意見整理表 【確認事項】

報告書ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名	回答
一	条例全体		1	「自治」について基本事項を整理したり、新しい制度を付け加えたりするなど、苦労の跡が伺える。しかし、当たり前のことを総合化、体系化したに過ぎない感じ。どこにポイントを置き、力を入れて取り組むのか明確でない。	岩井委員	この条例は、基本条例であることから、特にどこにポイントを置くといったものではなく、自治に関する基本的事項を総合的・体系的に定めたものです。重点項目等は、市政運営に係る方針、計画等の中で明確にしています。
6	市民の認知度・関心の向上		2	自治基本条例が5年間で認知度が低いという数値が出ているが、それについてどのように感じているか？また、進んでいなかった理由についても具体的にどのように感じているか。	横山委員	この条例は、自治の基本的な理念とルールを定めた条例であり、直接的に日常生活に関係しないため、認識していない市民が多いのではないかと考えられることから、意義や内容について、今後ともより多くの市民の皆さんに認識し、理解していただくための方法を検討していく必要があると考えています。
11	情報共有の原則(第4条第1号)		3	「情報共有を図るために継続的な取組」とあるが、具体的な施策があれば教えてほしい。	今井委員	報告書の12ページから14ページまでの【具体的な取組事例】に列挙した施策が該当します。
	防災ラジオ		4	災害についての情報共有も大切。市の防災ラジオは、中越沖地震、長野県北部地震、東日本大震災などの時、何の情報提供もなかった。何時、どんな場合、役に立とうとしているのか？具体的な取組の中でチェックしていただきたい。	岩井委員	<p>防災ラジオを始めとする市の緊急情報伝達システムでは、大規模災害の発生、避難情報を発信しています。</p> <p>大規模地震、津波情報、火山情報の気象情報と武力攻撃等の国民保護情報については総務省消防庁が整備した全国瞬時警報システム(J-ALERT)により災害の発生等についてお知らせし、このほかにも、水害や土砂災害、その他災害等の発生及びこれらに伴う避難情報をお知らせしています。</p> <p>なお、防災ラジオの整備を開始した平成21年度以降における各災害では、次のとおり情報発信を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①H23.1.31 上越地方大停電(上記の例外であり、緊急かつ重要なものとして対応)</li> <li>②H23.3.11 東日本大震災での津波注意報発表</li> <li>③H23.3.12 長野県北部地震では、「震度速報」により上越市で震度5強を観測した旨速報として周知</li> <li>④H23.3.16 計画停電の実施、注意事項</li> <li>⑤H23.3.17 計画停電の中止</li> <li>⑥H23.7.30 H23新潟・福島豪雨避難準備情報、避難勧告</li> </ul> <p>以上のように、大規模な災害の発生又は被害や生活に重大な影響を及ぼす懸念がある場合にお知らせし、災害の発生に起因する被害の軽減に資するよう運用しています。</p>
	地域住民への説明会		5	「地域住民への説明会等を実施し、」とあるが、具体的に何をどのように行ったのかを知らせてほしい。	今井委員 増田委員	<p>次のとおり実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市直営ケーブル事業の見直しについて、H23.2~6の間に、安塚区、三和区及び吉川区の全住民を対象として地域説明会を実施</li> <li>・新幹線の整備状況や新駅周辺のまちづくりの状況について、毎年度、住民説明会を実施</li> <li>・新クリーンセンターの整備について関係町内会に説明会を実施</li> <li>・中山間地域等直接支払交付金制度の概要について、対象農用地を有する集落の農業者等を対象に説明会を実施</li> <li>・第5期介護保険事業計画・第6期高齢者福祉計画について20か所で市民説明会を実施 等</li> </ul>

報告書 ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名	回答
		地域事業費制度の見直し	6	地域事業費制度の見直しに当たって地域協議会に説明をしたとあるが、地域協議会も議会も住民の皆さんへの直接の説明が必要と市に要望したと思うが、地域住民への説明は行われなかったのか。だとすると情報共有の原則に反する点があつたとも考えられるが。	増田委員	<p>地域事業費制度の見直しについては、公開の場である市議会や地域協議会の中で真剣に議論を重ね、議論の状況については、報道機関等を通じて積極的に市民の皆さんに情報発信してきました。</p> <p>さらに、キャッチボールトークを始め、町内会や地域で行われる様々な機会を捉え、市民の皆さんと意見交換を行い、広報を通じた市民の皆さんへの情報提供も行い、市民の皆さんと情報の共有化が図られるよう努めてきたことから、「情報共有の原則」に反する点はなかったと考えています。</p> <p>なお、情報の共有化を図るための手法について、様々な考え方があることは承知していますが、時間的な制約、案件の性質、内容等を考慮する中で、最適な手法を選択していく必要があります。本件についてもこのような考え方に基づき、最適な手法を選択したものと考えていますので、御理解をお願いします。</p>
		市民の声アンケート	7	市民の声アンケートはどのような人を対象に行うのか。	今井委員	<p>上越市内に在住する満20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、アンケートの対象者としています。</p> <p>平成22年1月に実施した市民の声アンケートでは、上越市内に在住する満20歳以上の男女5,000人を、住民基本台帳から28の地域自治区ごとに年齢階層別の抽出率が等しくなるよう、無作為に抽出して実施しています(地域自治区ごとの抽出数は人口比で按分)。</p>
17,18	協働の原則(第4条第3号)		8	「協働が進むことにより、必然的に地域コミュニティ活動が活発化する」とあるが、どのような意味か。協働が進むと地域コミュニティがどのように進むのか。具体例で説明してほしい。	今井委員 増田委員 横山委員	市議会及び市長等の協働のパートナーとして挙げられている町内会、住民組織、NPO法人などの団体を第35条においてコミュニティと位置付けており、協働を推進することによりそのパートナーであるコミュニティの活動も相乗効果として活発化するという意味です。
			9	行革推進計画に「市民社会へのアプローチによる新しい公共の創造」とあるが、どういうことなのかわからない。また、創造とあるが、誰が創造するのか。	今井委員 増田委員	「市民社会へのアプローチによる新しい公共の創造」とは、市民が、地域の課題や公共の課題を自らの課題として、主体的に解決に向けて行動する地域社会の創造を目指す取組をいいます。
			10	「地域コミュニティ活動やまちづくり活動の促進など協働の推進に取り組む」とあるが、これらの活動と協働との関連がよくわからない。	増田委員 横山委員	第4条第3号及び第34条第1項において、地域内の様々な公共的課題を市民、市議会及び市長等が協働により解決していくことを規定していますが、地域コミュニティ活動やまちづくり活動は、協働による公共的課題の解決に向けた活動の例示として挙げているものです。
			11	「新しい公共の担い手を育んでいく」とあるが、担い手とは誰を指しているのか。また、新しい公共とは何か。新しい公共を市民にどのように知らせていくのか。	増田委員 横山委員	<p>新しい公共の担い手は、市民一人一人です。</p> <p>新しい公共とは、地域の課題や公共の課題に対して、市民自らが自発的かつ主体的に物事を判断し、その解決に向けて自ら行動することであり、市民活動団体や町内会、NPO法人など、行政内外の方々が自らの意思と一定の責任の下で公の分野にも主体的に関わり、そして、そのことで地域が輝いている姿であると考えます。</p> <p>市では今後、新しい公共に関する事例集を作成し、市内の活動を広く紹介することで、取組の輪を広げていきたいと考えています。</p>
			12	34条1項の逐条解説では、「協働のパートナーは～市民活動団体」とされていて、次の35条ではそれらの団体を「コミュニティ」と定義され、住民自治の基礎的な単位としている。2条には市民の定義もなされているが、市民における協働とはコミュニティを通しての協働ということで理解すればよいのか。	栗田委員	逐条解説では、市や議会との協働のパートナーとして、町内会や住民組織、NPO法人を主な例として挙げていますが、市道のごみ拾いなど、環境美化活動を行う個人との協働を否定するものではありません。
			13	協働の体制整備に関して行革の市民会議の中でいろいろ論議があつたと思うが、どのようなことが論議されたのか。その論議を踏まえる必要があると思う。	増田委員	<p>第4次上越市行政改革大綱等検討委員会における、第4次行政改革大綱の大項目「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」に係る議論は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの「協働」の取組の評価や今後の方向性が見えない中で「新しい公共」を取り組むとするのは乱暴ではないか。</li> <li>「新しい公共」に取り組み、協働する中で職員の意識改革、スキルアップにつながる。</li> </ul>
		【具体的な取組事例】 ・協働の体制整備 第4次行政改革大綱	14	「地域住民が地域や公共の課題解決に向けて行動する「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」を大きな柱として位置付け、市民の皆さんと行政の協働により～」とあるが、どのような手段で市民に知られるのか。	今井委員	第4次行政改革の大きな柱の一つである「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」については、地域活動支援事業や市民と行政の協働などの具体的な取組を通して、その理念や目的を市民の皆さんに伝えていきたいと考えています。

報告書 ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名	回答
32	個人情報保護(第20条)		15	最後に個人情報の収集と目的外利用の手続き簡素化について記載しているが何の目的で載せたのか。	栗田委員	市が個人情報を収集したり、その保有する個人情報を目的外利用する場合、6月、9月、12月、3月に開催される上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会へ諮問し、その答申に基づき個人情報の収集等を行っています。法令や本人同意に基づいて行われる個人情報の収集や目的外利用に関し、迅速に市民サービスが提供できるよう、今後、手続方法の簡素化等についてこの審議会で検討を行っていきます。
33	審議会等(第21条)	審議会の設置等に係る基準	16	審議会等において「再任回数を1回までとし」とあるが、どのような経緯で決まったものか。経緯において市民主権の原則や情報共有の原則、市民参画の原則は確保されて行われたものなのか。	増田委員 横山委員	公募委員の再任回数を1回としているのは、より多くの市民に市政運営への参画の機会を持つてもらうことが望ましいと考えたためであり、この考え方は市民参画の原則を始め、市民主権の理念や情報共有の原則にも通じるものと考えています。
			17	21条3項に公募が必要と謳ってあるが、公募の人数割合が少なすぎるという実態があるので審議会ごとに実態を示してほしい。条例制定時に公募の数に関していろいろ論議されているので示してほしい。	増田委員 横山委員	委員の定数については、発言者の固定を防止し、1人当たりの発言回数を確保することで十分な議論を確保するため、必要最小限の人数とすることとしています。そのうち、公募委員の割合は、定数の枠内において、審議内容の専門性等に支障がない範囲で決めることとしています。 なお、審議会ごとの公募委員数(平成24年6月18日現在)は別紙「審議会等の公募委員数の状況」のとおりです。
			18	男女の構成比に関して書いてあるが、実態を示してほしい。また、地域協議会における女性比率が低くなっているが、どのように分析しどのような対策を考えているのか。	増田委員 横山委員	審議会等における女性登用率は、報告書(P33)に記載のとおり、平成24年3月末現在で37.0%です。 地域協議会における女性登用率の低さについては、まず、応募者に占める女性比率が低いことがその理由に挙げられます。仕事を持っている若年層や家事に従事している女性にとっては、委員としての活動時間が負担感になっており、このことが、この層の応募者が少ない要因にもなっていると考えています。そこで、追加選任に当たっては、①できるだけ女性を含むよう配慮するとともに、②年齢のバランス、③地区のバランスや、④委員の活動分野を総合的に勘案し、選任作業を行っています。
35	苦情処理等(第23条)		19	23条1項でいう「市政運営に関する苦情等」の「等」は何を想定しているのか。2項では「苦情を適切に～」となっており、1項の「等」が対応しきれているか心配している。	栗田委員	「等」は、市民の声ポスト等を通じて寄せられた意見等を想定しています。第2項では、オンブズパーソンの処理する事案に特化していることから「等」を入れていません。
36、37	評価(第25条)	事務事業評価	20	事務事業評価を市民参加により行う場合には専門性や中立性の点で、また、第三者機関に委託する場合には費用対効果の点で課題があるとしているが、どのような課題か。評価(第25条)との関係についてどのような考え方かを教えてほしい。	今井委員	評価を市民参加により行う際には、事務事業に対する専門知識や市全体を見据えた大局的な見地からの判断が求められるほか、立場の違いにより市民間で利害が対立することが考えられるなど、専門性や中立性の点で課題があると考えています。 また、第三者機関に委託する場合には、相応の費用を要し、また評価後の利害調整にまで責任が及ばず、結果として評価に基づく取組が進まないことなどが懸念されるなど、費用対効果の面で課題があると考えています。
		市民の声アンケート	21	重要度、満足度など市民実感から分析し、第5次総合計画の政策分野の評価及び政策・施策の今後の方向性を検討するための参考、第5次総合計画基本計画の見直しの際の基本的な視点としたとあるが、どのような基本的方向性が見えたのか示してほしい。	今井委員	市民の声アンケート調査については、市で行っている主な取組を6分野、61項目を取り上げ、実施しました。 第5次総合計画基本計画の見直しに当たっては、この調査結果から得られた重要度、満足度などの市民実感を分析し、政策分野の評価及び政策・施策の今後の方向性を検討するための参考とともに、基本計画へ登載する政策・施策の見直しを行う際の基本的な視点としました。
		第5次総合計画の中間)評価	22	定量目標とはどのようなものか。	今井委員	定量目標とは、数値で表した目標であり、一方、数値化が難しく文章で表現した目標を定性目標といいます。 なお、第5次総合計画では、各政策分野において、行政と市民、事業者が協力して最終的に目指す状態を定性目標として文章で表現し、これを評価する際の参考とするため、定量的な目標を数値で設定しています。
42,43	都市内分権(第31条)、 地域自治区(第32条)		23	32条2項で「地域自治区に～事務所を置く」となっているが、事務所は地域自治区内に置くのが原則ではないか。	栗田委員	都市内分権を推進する仕組みとして地域自治区を設置することを規定したものであり、地域自治区の制度について改めて説明するため地方自治法の規定をそのまま記載したものです。なお、事務所の位置は、地域自治区内とは限定されていません。
		地域を元気にするために必要な提案事業	24	地域を元気にするために必要な提案事業を導入したとあるが、まだ正式とは聞いていないので確認を。また、この提案事業の位置付けがはっきりしていない。(決定権は市にあるため地域協議会の提案の位置付けが不明確になっている。)	増田委員	正式に導入しています。この事業は、地域協議会の自主的審議の取組をさらに進めるための環境を整えるものです。

報告書 ページ	項目	細目	No.	意見等の内容	委員名	回答
48	他の自治体等との連携 (第40条)	上越市新幹線まちづくり行動計画	25	新幹線まちづくり行動計画に関して、広域観光圏構想と同様に関連市町村と連携する必要があると考えるが実態が見えない。どのような連携をしているのか。	増田委員	平成23年4月に、上越(仮称)駅を新たな玄関口ととらえる5市(上越・妙高・佐渡・柏崎・十日町)を含む官民33団体で「新幹線まちづくり推進上越広域連携会議」を設立し、開業効果を高める事業(行動計画掲載事業)について広域的・分野的に連携しています。 一例として、新潟デスティネーションキャンペーン(H25春・H26春・H27春)及び開業後(H27春~)の新幹線を利用した観光誘客のための広域旅行商品開発や、新幹線駅周辺における情報発信方法の検討等に取り組んでいます。
52	改正の必要性の検討		26	条例を変更する必要があるという人が9.1%いるが、具体的にどのような変更が必要と答えているのかを示してほしい。	増田委員	次のとおりです。 ・理念・目的があいまいである。健康・環境は一番の目的だと思うが具体的に表示してほしい。 ・責任と権限の範囲でしか当該者は活動しなくなるので、文書として制定そのものに疑問を感じる。 ・地震、津波等もう少し分かりやすく。市民への責任や自治区での指導などを明確に盛り込んでもらいたい。 ・もっと広く多くの市民が参加できる(会議の構成員は、従来同類の人たちばかり)工夫が必要。 ・現在、5年経てば様々なことが変化するし、それに合わせた条例の変更をしなければならない。 等
53	今後の取組		27	今回のこの検証結果の具体的な改善や見直しの工夫をどのように考えているのか。	横山委員	条例改正については、検証結果に基づき、改正の必要性及び改正する場合の改正内容について具体的な検討を進めていきます。 また、市の取組については、検証結果を踏まえて、市民会議の御意見を尊重しながら、推進を図っていきます。
			28	今後の取組に関して、認知度を上げ意識や関心を高めていくことが重要課題であるとの認識は共感するところ。については、この市民会議が最終報告書を提出した後は、重要課題解決のための市と市民との協働会議として存続することを提案する。	増田委員 横山委員	この市民会議は、条例第43条第1項の規定により、5年ごとに条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして行う定期的な見直しとして、今回の見直しを行うことを目的として設置したものであり、要綱に規定しているとおり、市民会議の委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の検討が終了する日までとしているため、市としては存続することは想定していません。
一	市民会議の進め方等		29	今回の府内だけでの「セルフチェック」でよかったのか疑問に思う。条例が喧々諤々と検討されて制定されたものかもしれないが、運用面でその精神が現実に生かされているか、検証すべきであった。 地域の仕事に携わっている者から実感として、要は机上の計画と実際との乖離をどう埋めるか、深く実態を把握して運用していくかにかかっている。 条例そのものは上越市らしいまちづくりの実現を目指しての基本的な理念やルールが明確に示されているので、着実に実施されているか当委員会で検証すべきではないか。	野島委員	府内のセルフチェックのみで終わりにするわけではなく、これをとつかかりとして、市民に対する意見公募及び市民会議における検討を通じて、現在、市民による検証をしていただいているところであり、今後、議会からも所管事務調査を通じて検証していただく予定としています。 条例に基づく取組が着実に実施されているか否かは、御意見のとおりこの市民会議で検証するものです。
一	検証の進め方		30	検証の進め方について、最終報告書の前に市民向けフォーラムの開催や議会との意見交換を提案する。	増田委員 横山委員	最終報告書の前に市民向けフォーラムを行うことの目的が「より多くの市民の声を聴く」という位置付けであれば、全戸配布している広報上越で見直しに対する意見を聴いており、その目的は果たしていると考えます。また、たとえ、声を聞くための市民フォーラムをやったとしても、そもそも興味や関心のある方が参加するのみで、広く市民の意見を聞くことにはならないと考えます。 目的が条例の周知であれば、最終報告書の時期にかかわらず、多くの市民の皆さんに知っていただくための方策について市民会議で検討いただき、意見書に記載していただきたいと考えています。

## 審議会等の公募委員数の状況(平成24年6月現在)

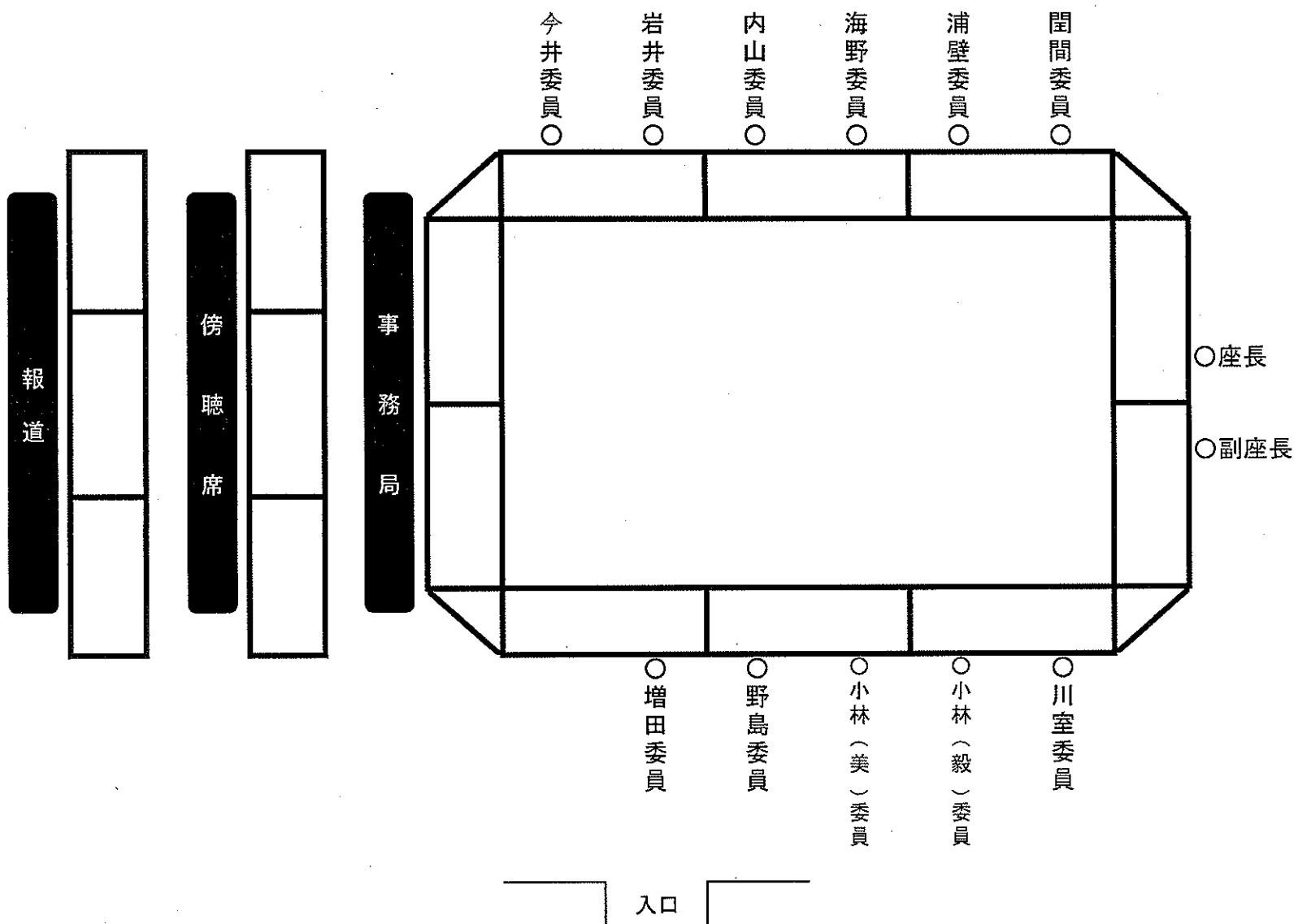
審議会等の名称	担当課	委員数	公募委員数	割合
くわどり市民の森運営協議会	農林水産整備課	9	0	0%
安塚ケーブルテレビ放送番組審議会	安塚区総合事務所	7	0	0%
議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償審査会	人事課	3	0	0%
議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償認定委員会	人事課	5	0	0%
吉川ケーブルテレビ放送番組審議会	吉川区総合事務所	5	0	0%
旧直江津銀行活用検討委員会	文化振興課	11	0	0%
謙信公アカデミー評議会	教育総務課	8	0	0%
公共事業評価監視委員会	都市整備課	0	0	-
三和ケーブルテレビ放送番組審議会	三和区総合事務所	7	0	0%
春日山城跡整備5か年計画検討委員会委員	生涯学習推進課	0	0	-
小林古径記念美術館運営委員会	小林古径記念美術館	9	0	0%
上越マイスター制度のあり方検討会	上越ものづくり振興センター	10	1	10%
上越休日・夜間診療所運営委員会	健康づくり推進課	12	2	17%
上越市(仮称)厚生産業会館整備検討委員会	都市整備課	10	3	30%
上越市ケーブルテレビ施設譲渡先事業者選定委員会	総務管理課	9	3	33%
上越市ごみ減量市民運動実行委員会	生活環境課	53	31	58%
上越市スポーツ推進審議会	体育課	15	0	0%
上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議	防災危機管理課	17	5	29%
上越市レッドデータブック作成検討委員会	環境保全課	8	0	0%
上越市営住宅入居者選考委員会	建築住宅課	6	1	17%
上越市介護認定審査会	高齢者支援課	144	0	0%
上越市介護保険運営協議会	高齢者支援課	34	2	6%
上越市開発審査会	都市整備課	5	0	0%
上越市学校給食運営委員会	教育総務課	20	0	0%
上越市学校適正配置審議委員会	教育総務課	15	0	0%
上越市環境影響評価会議	環境保全課	8	0	0%
上越市環境審議会	環境保全課	26	4	15%
上越市観光充実検討委員会	観光振興課	0	0	-
上越市観光振興課指定管理者選定委員会	観光振興課	14	0	0%
上越市企業振興審議会	産業立地課	8	0	0%
上越市漁港運営協議会	農林水産整備課	0	0	-
上越市教育総務課指定管理者選定委員会	教育総務課	0	0	-
上越市景観審議会	都市整備課	15	1	7%
上越市結核対策委員会	学校教育課	6	0	0%
上越市健康づくり推進協議会	健康づくり推進課	12	0	0%
上越市建築審査会	建築住宅課	7	0	0%
上越市建築紛争調整委員会	建築住宅課	7	0	0%
上越市検診・保健指導検討会	健康づくり推進課	7	0	0%
上越市固定資産評価審査委員会	収納課	3	0	0%
上越市交通安全対策会議	防災危機管理課	13	0	0%
上越市公民館運営審議会	公民館	20	0	0%
上越市高齢者見守り支援ネットワーク会議	高齢者支援課	24	1	4%
上越市高齢者福祉課指定管理者選定委員会	高齢者支援課	14	0	0%
上越市国民健康保険運営協議会	国保年金課	20	0	0%
上越市国民保護協議会	防災危機管理課	45	0	0%
上越市国民保護協議会幹事会	防災危機管理課	31	0	0%
上越市産業振興課指定管理者選定委員会	産業振興課	14	0	0%
上越市子どもの権利委員会	こども課	19	2	11%
上越市歯科保健計画策定委員会	健康づくり推進課	16	2	13%
上越市自然環境保全推進委員会	環境保全課	8	2	25%
上越市自立支援協議会	福祉課	60	0	0%
上越市社会教育委員	生涯学習推進課	20	0	0%
上越市就学支援委員会	学校教育課	32	0	0%
上越市住居表示審議会	市民課	10	0	0%
上越市女性サポートセンター運営委員会	公民館	5	0	0%
上越市奨学金貸付審査委員会	学校教育課	6	0	0%
上越市小木・直江津航路活性化会議	産業立地課	0	0	-
上越市少子社会を考える市民懇談会	こども課	18	1	6%

審議会等の名称	担当課	委員数	公募委員数	割合
上越市障害程度区分等審議会	福祉課	15	0	0%
上越市情報公開・個人情報保護審査会	総務管理課	5	0	0%
上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会	総務管理課	9	2	22%
上越市食育推進会議	農業政策課	22	3	14%
上越市食料・農業・農村政策審議会	農業政策課	22	2	9%
上越市人にやさしいまちづくり推進会議	共生まちづくり課	15	3	20%
上越市水道水源保護審議会	ガス水道局施設管理課	20	0	0%
上越市青少年問題協議会	生涯学習推進課	26	0	0%
上越市総合計画審議会	企画課	0	0	-
上越市多文化共生推進懇談会	共生まちづくり課	0	0	-
上越市大気汚染疾病者認定審査会	健康づくり推進課	0	0	-
上越市大規模開発行為審議会	企画課	21	3	14%
上越市男女共同参画審議会	男女共同参画推進センター	17	2	12%
上越市地域ケア会議	高齢者支援課	9	0	0%
上越市地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	13	0	0%
上越市地産地消推進会議	農業政策課	10	1	10%
上越市中高生海外ホームステイ交流事業参加者選考委員会	共生まちづくり課	4	0	0%
上越中小企業研究開発支援事業審査委員会	上越ものづくり振興センター	9	0	0%
上越市都市計画審議会	都市整備課	24	1	4%
上越市都市再生整備計画評議会委員会	都市整備課	0	0	-
上越市同和対策等審議会	共生まちづくり課	14	0	0%
上越市特別職報酬等審議会	人事課	12	3	25%
上越市入札監視委員会	契約課	7	4	57%
上越市農林水産整備課指定管理者選定委員会	農林水産整備課	9	0	0%
上越市廃棄物減量等推進審議会	生活環境課	14	2	14%
上越市博物館協議会	総合博物館	10	0	0%
上越市白山会館運営委員会	生涯学習推進課	13	0	0%
上越市美術資料収集委員会	小林古径記念美術館	10	0	0%
上越市美術展覧会運営委員会	生涯学習推進課	19	0	0%
上越市表彰審査会	秘書課	14	2	14%
上越市福祉課指定管理者選定委員会	福祉課	7	0	0%
上越市福祉有償運送運営協議会	福祉課	12	1	8%
上越市文化財調査審議会	文化行政課	12	0	0%
上越市文化振興課指定管理者選定委員会	文化振興課	7	0	0%
上越市保育園のあり方検討委員会	こども課	11	3	27%
上越市保健医療福祉ゾーン連絡協議会	健康づくり推進課	0	0	-
上越市防災会議	防災危機管理課	41	0	0%
上越市民生委員推薦会	福祉課	7	0	0%
上越市用地管財課指定管理者選定委員会	用地管財課	8	0	0%
上越市立教育センター運営委員会	教育センター	10	0	0%
上越市立図書館協議会	図書館	10	0	0%
上越市歴史的建造物等整備支援事業選定審査会	文化振興課	5	0	0%
上越露店市場運営委員会	観光振興課	24	1	4%
上越地域予防接種健康被害調査委員会	健康づくり推進課	11	0	0%
上越都市計画事業上越市新幹線新駅地区土地区画整理審議会	新幹線・交通政策課	9	0	0%
上越文化会館企画委員会	文化振興課	17	1	6%
吹上・釜蓋遺跡整備活用委員会	生涯学習推進課	10	2	20%
吹上・釜蓋遺跡調査指導委員会	生涯学習推進課	4	0	0%
青少年健全育成センター運営協議会	生涯学習推進課	13	0	0%
男女共同参画推進センター事業企画委員会	男女共同参画推進センター	11	11	100%

審議会等の総数	108	公募市民を含む審議会等の数	33
委員等の総数	1,502	上記審議会の委員等の数	549
公募委員数	108	" 公募委員数	108
公募委員の割合	7%	" 公募委員の割合	20%

※公募市民を含む審議会等が33にとどまるのは、高度な専門性を必要とするなどの理由で公募委員を選任しない審議会や、公募を行ったにもかかわらずこれに応じた市民がいなかった審議会等があるためである。

## 第2回 上越市自治基本条例推進市民会議 席次表



## 委員意見の整理について

	分類	区分	取扱い
意 見	協議事項 (資料No.1)	条例改正に関すること。	条例改正の要否及び改正が必要な場合の改正内容について議論
		市の取組に関すること。	意見書に掲載する指摘事項として集約するために議論
		報告書の記述に関すること。	
	確認事項 (資料No.2)	一	市が回答を提示

※ 議論を進める中で、上記の分類・区分における各意見の位置付けを変更することはあり得る。